市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 67
要綱上の 事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	集団移転跡地利活用事業 藤塚地区:③④⑤ブロック基盤整備事業
全体事業費	17,004 (千円)

く事業概要>

本市における東部地域防災集団移転促進事業(平成28年度完了)の移転跡地については、 平成27年度から被災者の思いをくみ取りながら有効活用を図るべく具体的な検討を開始し、 平成29年3月に「集団移転跡地利活用方針」を公表した。

この方針に基づき、民間の自由な発想や提案を最大限に活かすため、平成29年9月に本市が目指す東部沿岸部の「新たな魅力の場」の創出に資する事業提案の公募を開始し、移転跡地の利活用を進めている。

本事業は移転跡地のうち、藤塚地区において、令和元年11月に利活用事業の事業候補者が決定したため、土地の引渡しに先立ち、最低限必要な水準において基盤整備工事を行うものである。

<事業費>

集団移転跡地基盤整備〔民間利用分〕 34,008千円(今回協議分)

- 藤塚地区: 345ブロック 造成工事 34,008千円

【復興交付金の補助対象経費】

総事業費 34,008千円

補助対象経費 17,004千円(総事業費1/2以内)

<基幹事業との関連性>

本事業は、防集移転元地を活用して防集移転者の雇用創出や、藤塚地区の防集移転者や周辺住民等のための地域の憩いの場を創出し、豊かな自然との触れ合いや交流を再生させることにより、 防集事業の効果を促進するものである。

〈集団移転跡地利活用事業のこれまでの市街地復興効果促進事業活用状況〉

- 集団移転跡地利活用方針検討業務委託 10,000千円 (H28.9.23 使途協議済み)
- ・集団移転跡地用地調査検討業務委託 31,000千円 (H29.2.10 使途協議済み)
- 集団移転跡地利活用事業者公募選定業務委託 10,000千円 (H29.4.12 使途協議済み)

<東日本大震災の被害との関係>

本市の東部沿岸地域は、東日本大震災に伴う津波で家屋が流出するなど、甚大な被害を受け、そのほとんどの地域が災害危険区域となっており、設定された移転促進区域から内陸側の防集団地へ集団移転している。

- ※ この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業(当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。) について、 全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。